平成30年本試験の労働者災害補償保険法 問1「心理的負荷による精神障害の認定基準について」

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」という表題で問題が出題されたのは、平成24年が最初です。

局長通知として公表されたのが、平成23年12月でその翌年、間髪入れずに平成24年出 題されています。

おそらく当時の受験生は、相当戸惑った問題かと推察できます。

平成24年に出題された以降の実積は、3年後の平成27年。

さらに3年後の平成30年に「心理的負荷による精神障害の認定基準について」という表題で出題されています。

まさに繰り返されているわけですが、過去問の平成24年と平成27年の問題をしっかりこなしていれば難なく解ける問題です。

[出題実積]

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
						5	_	_	5	1	1	5

それでは、平成24年、27年、30年の問題の表題を確認します。

平成24年出題の表題

[問7] 厚生労働省労働基準局長通知(「心理的負荷による精神障害の認定基準について」 平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。) に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

平成27年出題の表題

[問1] 厚生労働省労働基準局長通知(「心理的負荷による精神障害の認定基準について」 (平成23年12月26日付け基発1226第号)、以下「認定基準」という。) に関する 次の記述のうち、正しいものはどれか。

平成30年出題の表題

[問1] 厚生労働省労働基準局長通知(「心理的負荷による精神障害の認定基準について」 平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。) に関する 次の記述のうち、正しいものはどれか。

上記のように表題自体全く同じです。

次に、平成30年の問題をそれぞれ確認します。

「正解 H24年 7A]

[問題] 認定基準においては、次のいずれの要件も満たす場合に、業務上の疾病として取り扱うこととしている。

- ①対象疾病を発病していること。
- ②対象疾病の発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。



[正解 H3O年 1A]

[問題] 認定基準においては、次の①、②、③のいずれの要件も満たす対象疾病は、労働 基準法施行規則別表第1の2第9号に規定する精神及び行動の障害又はこれに付随する 疾病に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされている。

- ①対象疾病を発病していること。
- ②対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

論点としては、同問題です。

[正解 H24年 7C]

[問題] 認定基準においては、「業務による強い心理的負荷」について、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるとしている。



[誤り H30年 1B]

[問題] 認定基準において、業務による強い心理的負荷とは、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかという観点から評価されるものであるとされている。

⇒「ではなく、同種の労働者(職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者)が一般的にどう受け止めるかという観点から評価される。」 同じく、平成24年の問題をしっかり押さえていれば解答できます。

次に平成30年CとDとEの問題ですが、過去に類似問題が出題されており、下記の概要を確認していれば解ける問題です。(早回し過去問論点集に掲載)

[心理的負荷による精神障害の認定基準の概要]

	左記以前	平成 23 年 12 月 26 日					
		(基発 1226 第 1)					
評価	2段階による評価	1段階による評価					
方法	出来事 の評価 + 出来事後 の評価	出来事十出来事後の総合評価					
	☆ 総合評価	平成30年1Dの論点					
特別な	・極度な長時間労働	・「極度の長時間労働」を月 160 時間					
出来事	・生死に関わる事故への遭遇等	程度の時間外労働と明示					
	心理的負荷が極度のもの	・「心理的負荷が強度のもの」に					
		強姦、わいせつ行為等の例示					
評価	心理的負荷評価表に記載なし	「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例					
の例示		を表示					
労働	具体的な時間外労働時間数につい	強い心理的負荷となる時間外労働時間					
時間	て恒常的長時間労働を除き定めな	数等を記載					
	U _o	・発病直前の連続した2カ月間に					
	「 平成30年1Cの論点	1 月あたり約 120 時間以上					
	1 1300 - 10 05 min m	・発病直前の連続した3カ月間に					
		1 月あたり約 100 時間以上					
		・「中」の出来事後に月 100 時間程度					
評価	例外なく発病前おおむね	セクシャルハラスメントやいじめが長					
期間	6 カ月以内の出来事のみ評価の対	期間継続する場合には、6 カ月を超え					
	象	て評価の対象(全ての期間が対象)					
発病の	既に発病していた場合には悪化し	発病後であっても特に強い心理的負荷					
悪化	た場合でも労災対象としない	で悪化した場合は労災対象とする					

平成30年1日の論点

[誤り H30年 1C]

[問題] 認定基準においては、業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、精神障害発病前おおむね6か月の間に、対象疾病の発病に関与したと考えられる業務によるどのような出来事があり、また、その後の状況がどのようなものであったのかを具体的に把握し、それらによる心理的負荷の強度はどの程度であるかについて、「業務による心理的負荷評価表」を指標として「強」、「弱」の二段階に区分することとされている。

⇒「「強」、「中」、「弱」の三段階に区分することとされている。」

「誤り H30年 1D]

認定基準においては、「極度の長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗を来し、うつ病等の原因となることから、発病日から起算した直前の1か月間におおむね120時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に従事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする。」とされている。

⇒「160時間」

[H30年 1E]

認定基準においては、「いじめやセクシュアルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前6か月以内の行為のみを評価の対象とする。」とされている。

⇒「開始日から全ての行為」

(まとめ)

2019 年の労災保険法に問題に「心理的負荷による精神障害の認定基準について」5肢1 問で出題される可能性は低いと思いますが、過去3回15肢出題されているので、5肢の内1肢もしくは2肢が出題されてもおかしくありません。

しっかり対応できるように過去問を押さえることが必要です。